

## 東北医科薬科大学大学院の学則の変更について（届出）

令和 3 年 5 月 24 日

文 部 科 学 大 臣 殿

学校法人 東北医科薬科大学

理 事 長 高 柳 元 明

このたび、下記の事項について、学校教育法施行規則第 2 条の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。

なお、学則については、全文をホームページ上で公表しており、添付を省略します。

### 記

- ・ 大学院の課程修了、入学資格及び授業料等納付金の変更に係る学則変更

# 変更の事由及び時期を記載した書類

令和3年5月24日

## 1. 変更の事由

大学院薬学研究科において、長期履修制度及び早期修了制度の導入、入学資格の見直し並びに授業料等納付金の変更を行うため。

## 2. 変更の時期

令和3年5月22日

新旧対照表

○東北医科薬科大学大学院学則

新	旧
東北医科薬科大学大学院学則	東北医科薬科大学大学院学則
昭和37年4月1日 制定	昭和37年4月1日 制定
改正 <u>令和3年5月22日</u>	改正
第1章 総則	第1章 総則
(略)	(略)
(課程)	(課程)
第4条 本研究科の薬科学専攻の博士課程は、標準修業年限を5年とし、前期2年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「後期課程」という。）に区分し、前期課程は、修士課程として取り扱う。	第4条 本研究科の薬科学専攻の博士課程は、標準修業年限を5年とし、前期2年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「後期課程」という。）に区分し、前期課程は、修士課程として取り扱う。
2 薬学専攻の博士課程は、標準修業年限4年の薬学を履修する課程（以下「薬学履修課程」という。）とする。	2 薬学専攻の博士課程は、標準修業年限4年の薬学を履修する課程（以下「薬学履修課程」という。）とする。
<u>3 前2項の規定にかかわらず、学生から、本人の就業、育児、介護等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨の申し出があるときは、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。</u>	<u>(新設)</u>
<u>4 前項に規定する長期履修については、別に定める。</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)
第3章 試験・課程修了	第3章 試験・課程修了
(略)	(略)
(課程修了)	(課程修了)
<u>第15条 課程の修了要件は、次の各号のとおりとする。</u>	<u>(新設)</u>
<u>(1) 本研究科の前期課程を修了しようとする者は、同課程に2年以上在学して、30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。</u>	第15条 本研究科の前期課程を修了しようとする者は、同課程に2年以上在学して、30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。
<u>(2) 後期課程を修了するためには、同課程に3年以上在学して、28単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間中に修了の要件を満たし、特に優れた研究業績をあげた者については、2年以</u>	2 後期課程を修了するためには、同課程に3年以上在学して、28単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。

新	旧
<p><u>上在学すれば足りるものとする。</u></p> <p><u>(3) 薬学履修課程を修了するためには、同課程に4年以上在学して、42単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間中に修了の要件を満たし、特に優れた研究業績をあげた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。</u></p> <p><u>2 前項第2号ただし書及び第3号ただし書に規定する在学期間をもつての修了(以下「早期修了」という。)については、別に定める。</u></p> <p>(略)</p> <p>第5章 入学、再入学、進学、編入学、転入学、退学、除籍、復籍 (略)</p> <p>(入学資格)</p> <p>第23条 本研究科前期課程に入学することのできる者は、次の<u>各号の一に該当する者とする。</u></p> <p>(1) 大学を卒業した者</p> <p><u>(2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者</u></p> <p><u>(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者</u></p> <p><u>(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者</u></p> <p><u>(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者</u></p> <p><u>(6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者</u></p> <p><u>(7) 文部科学大臣の指定した者</u></p> <p><u>(8) 大学に3年以上在学した者(外国において学校教育における15年の課程を修了した者を含む。)であつて、本大学院において、所定の単位を優秀な成績で修得したと認めるもの</u></p> <p><u>(9) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの</u></p> <p>2 後期課程に編入学することのできる者は、次の<u>各号の一に該当する者とする</u></p>	<p>3 薬学履修課程を修了するためには、同課程に4年以上在学して、42単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>第5章 入学、再入学、進学、編入学、転入学、退学、除籍、復籍 (略)</p> <p>(入学資格)</p> <p>第23条 本研究科前期課程に入学することのできる者は、次の<u>とおりとする。</u></p> <p>(1) 大学を卒業した者</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(3) 文部科学大臣の指定した者</u></p> <p><u>(4) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者</u></p> <p><u>(5) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者</u></p> <p>2 後期課程に<u>入学、編入学、転入学</u>することのできる者は、次の<u>とおりとする</u></p>

新	旧
<p>る。</p> <p>(1) <u>修士の学位又は専門職学位（学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規則第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。）を授与された者</u> <u>（削除）</u></p> <p>(2) <u>外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位</u>を授与された者</p> <p>(3) <u>外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者</u></p> <p>(4) <u>我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者</u></p> <p>(5) <u>文部科学大臣の指定した者</u></p> <p>(6) <u>本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者</u>で、24歳に達した<u>もの</u></p> <p>3 <u>薬学履修課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者と</u>する。ただし、<u>薬剤師免許を有する者に限る。</u></p> <p>(1) <u>大学（医学、歯学、獣医学又は薬学のうち、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とする修業年限6年の学部又は学科に限る。）を卒業した者</u></p> <p>(2) <u>修士の学位又は専門職学位を授与された者</u></p> <p>(3) <u>外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者</u></p> <p>(4) <u>外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者</u></p> <p>(5) <u>我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者</u></p> <p>(6) <u>文部科学大臣の指定した者</u></p> <p>(7) <u>本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門</u></p>	<p>る。</p> <p>(1) <u>大学院薬学研究科博士前期課程（修士課程）を修了した者</u></p> <p>(2) <u>大学の理科系大学院博士前期（修士課程）を修了した者</u></p> <p>(3) <u>外国の大学の大学院において、修士の学位を授与された者</u> <u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>(4) <u>本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めたもの</u>で、24歳に達した<u>者</u></p> <p>3 <u>薬学履修課程に入学することのできる者は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>大学の薬学（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とする学部又は学科に限る。）を履修する課程を卒業した者で薬剤師免許を有する者</u></p> <p>(2) <u>薬学系の大学院博士前期課程（修士課程）を修了した者で薬剤師免許を有する者</u> <u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>(3) <u>本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する</u></p>

新	旧
<p><u>職学位</u>を有する者と同等以上の学力があると認め<u>た者</u>で、24歳に達した<u>もの</u></p> <p>(略)</p> <p>第6章 入学検定料、入学金、授業料</p> <p>(略)</p> <p>(授業料)</p> <p>第39条 授業料は、<u>別表第4</u>に定め、次の2期に分けて徴収する。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則 (令和3年5月22日)</u></p> <p><u>1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和4年3月31日に在籍している者には、入学時の学則を適用する。</u></p>	<p>者と同等以上の学力があると認め<u>たもの</u>で、<u>薬剤師免許を有し</u>24歳に達した<u>者</u></p> <p>(略)</p> <p>第6章 入学検定料、入学金、授業料</p> <p>(略)</p> <p>(授業料)</p> <p>第39条 授業料は、<u>別表第4</u>に定め、次の2期に分けて徴収する。</p> <p>(略)</p>

# 新

## 別表第 4

納付金一覧表

	前期課程	後期課程 薬学履修課程	科目等履修生	研究員
入学検定料	35,000 円	35,000 円		
入 学 金	200,000 円 (100,000 円)	200,000 円 (100,000 円)	10,000 円	200,000 円 (100,000 円)
授 業 料	<u>400,000 円</u> <u>(200,000 円)</u>	<u>400,000 円</u> <u>(200,000 円)</u>	1 単位当 20,000 円	830,000 円

### ※備考

- 1 入学金についての（ ）内は、本学卒業者の納付額とする。ただし、後期課程、薬学履修課程及び大学院研究員の入学金については、本学大学院前期課程修了者は免除する。
- 2 授業料の（ ）内は、本学職員が社会人入学したときの納付額とする。ただし、減免申請があった場合に限る。

# 旧

## 別表第4

平成27年度納付金一覧表

	前期課程	後期課程 薬学履修課程	科目等履修生	研究員
入学検定料	35,000 円	35,000 円		
入 学 金	200,000 円 (100,000 円)	200,000 円 (100,000 円)	10,000 円	200,000 円 (100,000 円)
授 業 料	<u>750,000 円</u> <u>(375,000 円)</u>	<u>780,000 円</u> <u>(390,000 円)</u>	1 単位当 20,000 円	830,000 円

### ※備考

- 1 入学金についての（ ）内は、本学卒業者の納付額とする。ただし、後期課程、薬学履修課程及び大学院研究員の入学金については、本学大学院前期課程修了者は免除する。
- 2 授業料の（ ）内は、本学職員が社会人入学したときの納付額とする。ただし、減免申請があった場合に限る。